災害時における避難所等施設利用に関する協定書

多摩市(以下「甲」という。)と一般社団法人東京グリーンスポーツリンク(以下「乙」という。)は、多摩市内に発生した地震その他による災害(以下「災害」という。)時において、避難場所及び避難所(以下「避難所等」という。)としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を、避難所等として 利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所等として利用できる施設の周知)

- 第2条 乙は、避難所等として利用できる施設(以下「施設」という。)の範囲をあらか じめ定め、避難所等指定承諾書(第1号様式)を甲に提出する。
- 2 甲は、施設の範囲を市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。 (避難所等の開設)
- 第3条 甲は、災害が発生し、周辺市民の住家が被害を受けた場合、その被害状況に応じて施設を避難所等として開設することができる。

(開設の通知等)

- 第4条 甲は、施設を避難所等として開設する場合は、事前にその旨を避難所等開設通知書(第2号様式)で、乙に対して通知するものとする。
- 2 甲は、避難所等を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせずに、施設を避難所等として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。
- 3 乙は、甲が施設に避難所等を開設する以前に市民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨を通報するものとする。甲は、乙から通報を受けた場合は速やかに 甲の職員を派遣するものとする。

(避難所等の管理)

- 第5条 災害時の避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 甲は、避難所等の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。
- 3 甲は、情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行 うものとする。
- 4 甲は、避難所等を開設している期間に応じて避難者に対し、飲料水、食料等の手配 を行うものとする。
- 5 甲は、避難所等の閉鎖をした場合の避難者の帰宅行動を、安全かつ円滑に誘導する ものとする。

(費用負担)

第6条 避難所等の管理運営に係る費用及び避難者によって乙が所有する備品等に対し し生じた損害は、甲が負担するものとする。 (開設期間)

第7条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して避難所等使用許可期限延長申請書(第3号様式)により、期間の延長を申請するものとする。

(避難所等の終了)

第8条 甲は、施設の避難所等としての利用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届 (第4号様式)を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、 乙に引き渡すものとする。

(地区防災倉庫の設置)

- 第9条 甲は、別途甲乙間で平成26年5月30日に締結した土地賃貸借及び建物使用 貸借契約(以下「貸借契約」という。)第24条に基づき、甲が管理する旧南豊ヶ丘小 学校校舎の3階及び4階部分を災害時に必要な資器材等を保管する地区防災倉庫とし て利用することができる。この場合、甲乙双方でその鍵を所有し、乙は甲に対してそ の所在を明確にするものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲乙合意の下に、乙の指定する余裕教室などをもって、 地区防災倉庫と代えることができる。

(協定の有効期間)

- 第10条 この協定の有効期間は、平成26年8月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、 更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、貸借契約が終了した場合には、この協定は当然にその効力を失うものとする。

(協議)

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年8月1日

- 甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1 多摩市 代表者 多摩市長 阿 部 裕 行
- 乙 東京都稲城市矢野口4015番地1 一般社団法人東京グリーンスポーツリンク

代表者 理事長 鈴木 威

年 月 日

多摩市長 殿

所 在 地 代表者名

避難所等指定承諾書

災害時における避難所等施設利用に関する協定書第2条の規定により、災害発生時 における避難所等としての指定について、下記のとおり承諾します。

記

- 1 所在場所 東京都多摩市豊ヶ丘6丁目4番地
- 2 名 称 旧南豊ヶ丘小学校跡地
- 3 避難所等指定 避難場所 [

面積 平方メートル

避難所[

面積 平方メートル

別紙配置図のとおり

 第
 号

 年
 月

 日

一般社団法人東京グリーンスポーツリンク 代表 殿

多摩市長

避難所等開設通知書

災害時における避難所等施設利用に関する協定書第4条の規定により、災害時における避難所等として、下記のとおり開設することを通知します。

記

開	設	目	掛		年 年	月 月	日日	時から 時まで
使	用	施	設	避難場所[]
利	用	人	数				名	
7	Ø		他					

第3号様式(第7条関係)

第号年月日

一般社団法人東京グリーンスポーツリンク 代表 殿

多摩市長

避難所等使用許可期限延長申請書

このことについて、災害時における避難所等施設利用に関する協定書第7条の規定により、下記のとおり避難所等使用許可期限の延長をお願いします。

記

- 1 使用施設名称
- 2 延長日時の予定

年月日時から年月日時まで

3 利用人数

名

- 4 延長の理由
- 5 連絡先

部 課 担当 電話

 第
 号

 年
 月

 日

一般社団法人東京グリーンスポーツリンク 代表 殿

多摩市長

避難所等使用終了届

災害時における避難所等施設利用に関する協定書第8条の規定により、災害時における避難所等の使用について、下記のとおり終了します。

なお、協定書に基づき、施設を現状に復し、引き渡します。

記

- 1 終了日時
- 年 月 日 時まで
- 2 引渡し予定日時

年 月 日 時まで

3 連絡先

部 課 担当 電話